

郡山市年間工事発注見通しの公表に関する事務取扱要領

平成13年4月12日制定

令和7年8月22日最終改正

[財務部契約検査課]

(目的)

第1 本市において当該年度に発注することが見込まれる建設工事（測量並びに工事の設計及び工事の調査を除く。以下「工事」という。）の公表に関する事務の取扱いについては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(対象工事)

第2 公表の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、当該年度内に発注することが見込まれる工事であって次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 予定価格が200万円を超えないと見込まれるもの
- (2) 公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって市の行為を秘密にする必要があるもの

(公表項目)

第3 公表する項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事名称
- (2) 工事場所
- (3) 入札及び契約の方法
- (4) 工事種別
- (5) 入札を行う時期（随意契約の場合は、契約を締結する時期）
- (6) 工事期間
- (7) 工事概要
- (8) 概算金額
- (9) ICT活用対象工事
- (10) 週休2日対象工事
- (11) その他市長が必要と認める事項

（公表時期等）

第4 公表は、当該年度の4月1日（当該年度において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算が成立した日）以後遅滞なく行うものとする。

2 公表した発注の見通しに関する事項の見直しは、前項の規定による公表を行った日の属する月の翌月以降、毎月1日に行い、その結果に基づく公表は、同日後遅滞なく行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、公表した発注の見通しに関する事項の見直し及びその結果に基づく公表は、必要に応じ、随時行うことができる。

4 第2項の規定による見直しは、既に公表されている発注の見通しを訂正又は追加する方法ではなく、見直しをする時点以後の発注の見通しとして新たに公表する方法で行うものとする。

（公表方法）

第5 公表は、年間工事発注見通し一覧表（別記様式）により郡山市ウェブサイトへの掲載による方法で行うものとする。

（公表期間）

第6 公表期間は、当該年度の3月31日までとする。

（委任）

第7 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年10月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年11月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の郡山市年間工事発注見通しの公表に関する事務取扱要領に基づく公表については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から施行し、同日以降に起工した工事に適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の郡山市年間工事発注見通しの公表に関する事務取扱要領に基づく公表については、なお従前の例による。

別記様式

部

年度 年間工事発注見通し一覧表

[illegible]